



令和元年度 学校だより 学校ホームページ <http://minamisyo.nagaizumi.ed.jp/>

長泉町立南小学校

No. 27

令和元年9月12日

みなみっ子

学校教育目標 「夢のある子」～めあてをもってがんばる子～

高学年のしっとりと聞く姿。「子どもの本だな」読み聞かせ活動。



今年度も、読み聞かせボランティアの方々が、水曜日の「子どもの本だな」の日に南小に来られます。読み聞かせの日は、**低学年&6・7組の日**と**高学年の日**に分かれています。低学年では、内容の急展開の場面では、驚きの声があがります。ちょっとおもしろおかしい場面では、**キャツキャ**と笑い声も上がります。本の絵を**つぶらな瞳**でじっと見つめる顔はとってもかわいいです。

先週の4日(水)は、高学年の読み聞かせでした。高学年となると、聴く姿に落ち着きが見られます。4・5・6年生の**この学級もしっとりとした雰囲気の中で**聴いていました。中には、高学年用に、考えさせられるような読み物を用意して下さる方もいます。以前、高学年が星野富弘さんの「愛、深き淵より。

(絵本ではありません)」の一部を聴いていた時など、**身を乗り出して耳を傾ける**高学年の姿に強く心を惹かれました。身体の成長と共に、感性も年々豊かになってきているのでしょうか。

この「子どもの本だな」で読まれた本は、その週に高い確率で子どもたちが図書館で借ります。**たくさんの本に出会い、ボランティアの方々の思いのこもった読み方で聴き、子どもたちの心は豊かになっていきます。**これからも、南小の大切な時間としていきたいですね。ボランティアの皆さん、これからもよろしくお願ひします。

自転車保険加入義務化。10月1日に施行されます。

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(静岡県自転車条例)」を知っていますか。

- ①交通ルールの遵守、マナー向上は、普段から家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。保護者・学校及び事業者は看護する未成年、児童・学生または従業員への自転車の安全適正利用の教育に努めましょう。(県民の役割)
- ②自転車は車両です。自転車関係法令に従うほか夜間のライト点灯や反射材の装着をしなければなりません。自動車と同じようにタイヤの空気圧やブレーキの効きなど日常的な点検を行いましょ。また、児童・中学生の通学時、幼児用座席の幼児乗車時は、乗車用ヘルメットを着用しなければなりません。(自転車の安全適正利用)
- ③自転車事故の備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、自転車保険に加入しなければなりません。(自転車損害賠償保険の加入義務)

この条例の中の、自転車保険加入義務化が10月1日からの施行となります。自転車に保険なんて…という考えは通用しません。実際に、2013年、**小学生が加害者となった自転車事故**について、裁判所が出した9500万円の支払い命令が世間を驚かせました。損害賠償責任を負うのはその保護者です。事故を起こしたのは、神戸の小学5年生の児童でした。自転車で暗い坂道を下った際、62歳の女性と正面衝突。女性は頭を強く打ち、脳挫傷の重傷。一命は取り留めましたが、意識障害、四肢拘縮の後遺障害が残ったそうです。(このお話を、是非、**ご家族の話題にしてください。**)

なお、保護者のみなさまの中には、すでに自転車の加害事故による損害賠償に対応している保険に加入されている方もおられます。この「学校だより みなみっ子 26号」の裏面に静岡県からのチラシを印刷します。是非、現時点で「自転車の加害事故による損害賠償に対応しているかどうか」をご確認ください。対応していない場合は、確実に自転車向けの保険に加入して下さい。



自転車保険に加入していますか？

(賠償責任保険)

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認ください～

スタート!

◆下記の保険に加入している

- PTAや学校が窓口の保険
- ・小・中学生総合補償制度
- ・高校生総合補償制度
- ・全国高P連賠償責任補償制度 等

- 自動車の任意保険
- 火災保険 ○傷害保険
- 団体保険 ○共済
- クレジットカードの保険

いいえ
(わからない)

はい

はい

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約※が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

はい

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応しています**

※契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容(補償内容、保険期間、被保険者の範囲)をご確認ください。

特約の追加で
対応できます

自転車向けの保険に加入している

はい

いいえ
(わからない)

TSマークに記入された
点検日からの経過期間が
1年以内

はい

はい

使用している自転車に
「TSマーク」が貼ってある



TSマーク

いいえ
(わからない)

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応していない** 可能性が高いです!